

研究目的に係る権利制限規定の検討について

1. 経緯

- 令和元年度、法制度小委員会において制度設計等の検討を進める際の視点・留意事項を整理し、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、令和元年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施された。
- この調査研究では、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討の際の論点等が一定程度明らかになった。一方で、さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘された。
- 令和2年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」では、諸外国の法制度やライセンスの実態等について一定程度明らかにされた。また、令和2年度の文化審議会著作権分科会では、研究目的での著作物利用にとっても重要な役割を果たしている図書館関係の権利制限規定の見直しに関する検討が進められ、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」（令和3年2月3日）が取りまとめられた。これを受け、令和3年度に図書館関係の権利制限規定の見直し等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）が成立・公布された。
- 令和3年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」では、図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応できない場面として、主に研究成果発表における著作物利用のニーズについて、研究者を対象により広範・詳細な調査を実施するとともに、諸外国における研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の解釈・運用とライセンスの実態について、令和2年度調査研究を踏まえてより詳細に調査を行った。
- この調査研究では、ウェブアンケートにより多様な研究主体を対象にした実態調査と外国法調査、また有識者委員による専門的検討が行われ、著作権法に基づく許諾や引用とは別に、研究における引用や学会・研究会等での発表における慣行としての許諾や引用の必要性の存在や著作権法第38条等の権利制限規定の認知・理解が進んでいない実態等が明らかになった。

また、許諾の取得については、許諾を誰に求めるのかわからない、返答がない、手続きが煩雑、といった課題が挙げられ、有識者会議における検討において、著作物の利用許諾に関して、著作権分科会で行われている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策の検討と重なる部分が多く、研究場面を含む許諾の在り方についても議論されることが望ましい旨、指摘がされた。

2. 対応（案）

- 研究目的に係る権利制限については、これまでの審議及び調査研究の結果を踏まえ、引き続き、著作権法第 32 条、第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施、令和 3 年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローするとともに、現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応を行い、さらにこれらによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合に、必要に応じ、そのニーズに応じた検討を行うこととしてはどうか。